

工事積算内訳事後公表要領

(目的)

第1条 この要領は、新発田市が発注する公共工事の透明性、客観性の向上を図るために、積算内訳の事後公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「公共工事」とは、新発田市が発注する建設工事をいう。

2 この要領において「積算内訳」とは、競争入札時に予定価格算出に用いた積算価格で、名称、単価、数量、金額をいう。

3 この要領において「事後公表」とは、契約の締結後積算内訳を、書面による閲覧の方法で公表することをいう。

(事後公表の対象工事)

第3条 事後公表する対象公共工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する公共工事で、設計価格が200万円超えの全ての工事とする。

(事後公表する内容)

第4条 直接工事費における積算内訳の記載の内容は、工事工種体系表のレベル1から3までに該当するもの及びこれらに準ずるものの名称、単価、数量及び金額とする。

2 間接工事費の積算内訳の内容は、共通仮設費、現場管理費、及び一般管理費等とし、名称、単価、数量及び金額とする。

(事後公表の時期)

第5条 事後公表は、契約締結後速やかに実施するものとする。

(事後公表の期間)

第6条 事後公表の期間は、当該契約年度及び翌年度とする。

(事後公表の場所)

第7条 積算内訳を書面で事後公表する場所は、新発田市契約検査課の閲覧場所とする。

(事後公表の方法等)

第8条 積算内訳の書面は閲覧場所以外には持ち出してはならない。また、閲覧をしようとする者は自由に閲覧することができる。

2 閲覧に供した積算内訳の内容に関する問い合わせは、発注元課とする。

付 則

この要領は、平成20年 10月 1日以降に契約を締結したものから施行する。

この要領は、令和 7年 4月 1日以降に契約を締結したものから施行する。

別表（第4条関係）

工事工種体系表

レベル	名 称	内 容	補 足 説 明	備考(例)
レベル0	事業区分	予算制度上及び事業執行上の区分を中心として区分	工事数量総括表には表示されていない。発注時の支出予算科目を示す	河川改修 道路新設・改築
レベル1	工事区分	工事発注ロット及び発注者を考慮してレベル0を分割したもの	通常、1件の工事として発注される区分	築堤・護岸 道路改良
レベル2	工 種	レベル1を構成する要素のうちで、一定の構造を持つ部位を施工する為の一連作業の総称	複数の工事区分で共通的に行われる工種については、主体となる工事区分で体系化している	法面工 地盤改良工 擁壁工
レベル3	種 別	体系全体の見通しを良くする為に、レベル2とレベル4をつなぐレベル区分	工種によっては、表示しない場合もある。また、可能な限り、施行順序に従った構成とする。	作業土工 場所打ち擁壁工
レベル4	細 別	工事を構成する基本的な単位目的物もしくは単位仮設物であって、単位と共に契約数量を表示するレベル	検収対象となる単位目的物と、検収対象と成らない単位仮設物がある。積算・見積時にはこのレベル項目が価格算出の基本となる。	コンクリート 鉄筋
レベル5	規 格	レベル4を構成する材料等の客観的な材質・規格並びに契約上明示する条件等	レベル4に付随して表示するレベルで、総括表では原則としてレベル4と同行に記述されるレベル	24-8-25-N (コンクリートの規格)
レベル6	積算要素	レベル4の価格算定上の構成要素であって、基本的には契約上明示していないもの	費用機械としての積算項目と、積算上の最小単位構成としての歩掛項目から構成されている	積算項目 自工区外への運搬費 歩掛項目 ダンプトラック運搬